

第57期

令和7年度(2025年度)

定期総会

日時:令和7年4月12日(土)10:30~11:40

場所:道営栄町団地集会所

栄町新栄町内会

定期総会次第

1. 開会

2. 総会成立宣言

3. 会長挨拶

4. 議長選出

5. 議事

(1) 議案第1号 令和6年度事業報告

(2) 議案第2号 令和6年度収支決算報告

(3) 議案第3号 令和6年度会計監査報告

(4) 議案第4号 令和7年度事業計画(案)

(5) 議案第5号 令和7年度予算(案)

(6) 議案第6号 役員の選任(案)及び班長の紹介

(7) 議案第7号 活動費の見直し(案)について

6. 議長退任

7. 閉会

議案第1号

令和6年度事業報告

I 会議等(◎:主催、○:他主催会議への参加)

◎定期総会 R6.4.13(日) 出席者 26名 (於)道営集会所

- ・令和5年度事業報告、収支決算報告及び監査報告
- ・令和6年度事業計画案及び収支予算案を審議し可決、承認されました

◎役員・班長会

<第1回役員・班長会> R6.4.20(土) 出席者 12名 (於)道営集会所

- ・ホームページパスワード変更
- ・上期行事予定打合わせ
- ・春の町内清掃

<第2回役員会> R6.6.15(土) 出席者 12名 (於)道営集会所

- ・町内レクリエーション(七夕行事)について<開催決定>
- ・花いっぱいプロジェクトについて

<七夕実行委員会> R6.6.25(火)出席者 8名 (於)道営集会所

<敬老お祝い品贈呈配布> R6.8.17(土)

「敬老の日」記念行事(70才以上対象者 142名)

<第3回役員会> R6.8.17(土) 出席者 13名 (於)道営集会所

- ・ゴミステーション輪番制の検討
- ・防災訓練について

<第4回役員会> R6.10.19(土) 出席者 11名 (於)道営集会所

- ・新年交礼会開催について
- ・役員選考委員会開催について(11/2)
- ・活動費の見直しについて

<第1回役員選考委員会> R6.11.2(日) 出席者 3名 (於)道営集会所

<第5回役員・班長・サポーター会> R5.12.21(土) 出席者 15名

(於)道営集会所

- ・次年度連絡網作成担当者について

<第6回役員会> R7.1.18(土) 出席者 14名 (於)道営集会所

- ・令和7年度役員・班長選考
- ・サポーター活動費等
- ・福祉協力員について
- ・OneDrive 説明会について
- ・令和7年度行事予定(案)
- ・活動費等(案)について
- ・田中会長代行辞任

- <会計監査> R7.3.22(土) 出席者 2名 (於)道営集会所
- <第7回役員・班長・サポーター会> R7.3.22(土) 出席者16名 (於)道営集会所
 - ・ 総会新年度に向けて
 - ・ 活動費等(案)について

○第4分区会議

- <第1回会議> R6.4.27(土) (於)道営集会所
- <第2回会議> R7.7.20(日) (於)道営集会所

2 各部の事業(◎:主催事業、○:他所管事業への参加・協力)

【総務部】

- ◎栄町新栄町内会新年交礼会 R7.1.19(土) 出席者 22名
- ◎ホームページの運営
- ◎回覧板の配布
- 栄東連合町内会定期総会 R6.5.8(水)
 - 町内会長会議 第1回 R6.6.12(水) 第2回 R6.9.19(木) 第3回 R6.12.12(木) 第4回 R7.3.13(木)
- 栄東地区交流会 R6.5.8(水)
- 札幌市住民組織助成金 R6.6.25~28
- 胃がん・肺がん・大腸がん検診 R6.7.31(水)
- パートナーシップ排雪会議 R6.11.6(水)
- 栄東連合町内会新年交礼会 R7.1.15(水)
- クラウド活用セミナーの開催 R7.03.20(木)

【防犯・交通部】

- ◎栄町駅交通広場の施設監視
- ◎街路灯の点検・保全(札幌市管理の街路灯 30基 町内会所管の街路灯 6基)
- 街路灯組合連合会「代議員総会」 R6.5.16(月)
- 栄東地区交通安全推進委員会「定期総会」 R6.5.27(月)
- 交通安全スクールゾーン実行委員会「総会」 R6.6.4(火)
- 第4分区自主防災訓練 R6.9.29(日) 参加者 14名
- 栄東地区防災訓練 R6.10.6(日)
- たまねぎキャンペーン&交通安全教室 R6.10.9(水)
- 春の交通安全街頭啓発 R6.4.5(土)
- 夏の交通安全街頭啓発 R6.7.12(金)
- 秋の交通安全街頭啓発 R6.9.20(金)
- 冬の交通安全街頭啓発 R6.11.13(木)
- 札幌市街路灯組合連合会(補助金申込) R6.11.24(金)

【環境・衛生部】

- ◎春の町内清掃 R6.4.20(日) 参加者 65名
- ◎ごみステーションの増設(グランファーレ東側)
- 東区クリーンさっぽろ衛生推進協議会「定期総会・研修会」 R6.5.18(土)
- 東区クリーンさっぽろ衛生推進協議会「第1回役員会」 R6.5.18(土)

【厚生・福祉部】

- ◎町内レクリエーション 中止
- ◎70歳以上の高齢者(140名)に敬老お祝い品贈呈 R6.8.17(土)
- ◎七夕行事「ロウソクだーせだーせよ」開催 R6.8.7(水)
- 栄東地区社会福祉協議会「定期総会」R6.5.16(木)
- 福祉のまち推進センター運営委員会「定期総会」 R6.5.16(木)
- 福祉のまち「個人情報取扱及び見守り活動研修会」 R6.7.18(木)
- 福まち研修会 R6.11.20(水)

【女性部】

- ◎小学校に寄贈する雑巾の縫製 中止
- 新1年生の見守り啓発(栄東地区交通安全母の会) R6.4.9~10 参加者 5名
- 胃がん・肺がん・大腸がん検診 R6.5.30(木)
- 連町女性部部長会議 R6.6.12(水)
- 連町女性部 栄東地区交通安全母の会「定期総会」 R6.6.12(水)
- 花いっぱいプロジェクト2023(栄東連合町内会事業)
R6.6.23~29・7.21~27・8.18~24・9.1~7
- 東栄地区早春女性のつどい R7.3.19(水)

【青少年部】

- ◎夏休みラジオ体操(栄町町内会と合同で実施) R5.7.26~8.17
- ひのまる公園盆踊り大会(お手伝い) R6.8.3~4

令和6年度 収支決算報告書

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

収入の部

項目	予算額	決算額
一般会費	1,690,000	1,611,695
特別会費	100,000	23,000
札幌市住民組織助成金	132,600	132,600
街灯料補助金	18,457	20,776
預金利息	29	767
雑収入	15,000	4,174
収入合計	1,956,086	1,793,012
前年度繰越	4,553,034	4,553,034
合計金額	6,509,120	6,346,046

支出の部

項目	予算額	決算額	内訳
総務部	550,000	367,760	総会費、役員会会場費、事務用品
防犯交通部	31,000	33,378	街路灯電気代
環境衛生部	120,000	82,236	町内会春清掃、ごみ箱購入 除雪用品
厚生福祉部	350,000	173,422	敬老祝品、七夕行事
女性部	22,000	0	
青少年部	10,000	10,000	ラジオ体操分担金
慶弔金	100,000	10,000	町内会員香典（1名）
分担金	120,000	112,100	共同募金（連合町内会）
涉外費	12,000	5,000	
除雪費	350,000	289,624	パートナーシップ
活動費	141,000	139,000	
特別会計積立			
支出合計	1,806,000	1,222,520	
繰越金	4,703,120	5,123,526	（普通/定額）預金+現金
合計金額	6,509,120	6,346,046	

収入の部 特別会計（災害等）

	予算額	決算額
積立	0	0
収入合計	0	0
前年度繰越	2,000,000	2,000,000
合計金額	2,000,000	2,000,000

内訳 一般会計（普通預金： 3,566,981

定額預金： 1,500,000

現金：

56,545)

特別会計（定額預金： 1,000,000

(水道組合寄付金)

定額預金：

1,000,000)

令和6年度 会計監査報告

令和6年度栄町新栄町内会会計について、関係書類と照合監査の結果、
その経理が適正に執行されていることを認めます。

令和7年3月22日

会計監査 丸藤 益三 印

議案第4号

令和7年度 事業計画(案)

部別	事業計画
総務	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 諸会議(総会・役員会等)及び新年交礼会の立案・開催すること。 ◎ 地域住民の生活向上と地域振興の調整活動に関すること。 ◎ 行政その他地域団体の文書や広報誌を回覧・配布すること。 ◎ ホームページの運営などデジタル化の推進に関すること。 ◎ 新居住者に対する町内会への加入の案内をすること。 ◎ パートナーシップ排雪制度への加入、支払い等に関すること。 ◎ アンケート調査実施に関すること。 ○ 参加・協力 <ul style="list-style-type: none"> ・第4分区行事に参加協力(自主防災訓練・栄町さくら公園の整備等)
防犯・交通安全	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 地域の防犯意識の高揚と安全意識についての啓発をすること。 ◎ 交通安全意識の高揚について普及すること。 ◎ 街路灯保守及び街路灯料金の納入・補助金の申請をすること。 ○ 参加・協力 <ul style="list-style-type: none"> ・交通広場の設備等の監視(連合町内会パトロール隊員) ・交通安全運動に参加(連合町内会計画) ・防犯・防火・防災訓練への参加(東区による計画) ・自主防災訓練への積極的参加(第4分区計画) ・「交通安全たまねぎキャンペーン」(連合町内会)
環境衛生	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 町内会清掃の計画及び実施に関すること。 ◎ 環境美化の推進及び指導(ゴミ出し方マナー・分別等)。 ◎ ゴミステーションの整備に関すること。 ◎ 各種予防検診の推進 ○ 参加・協力 <ul style="list-style-type: none"> ・クリーンさっぽろ行事への参加(札幌市・東区計画) ・環境衛生施設見学研修への参加(連合町内会計画)
厚生・福祉	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 厚生福祉活動を推進すること。 ◎ 日帰り旅行・レクリエーションを計画・実施すること。 ◎ 町内の高齢者(70歳以上)に敬老の記念品を贈呈すること。 ○ 参加・協力 <ul style="list-style-type: none"> ・福祉協力員研修への参加(栄東地区福祉のまち計画)
女性	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 女性の文化・教養活動の推進に努めること。 ○ 参加・協力 <ul style="list-style-type: none"> ・以下の連合町内会行事に参加・支援すること。 <ul style="list-style-type: none"> ① 新入学児童の交通安全指導 ②「交通安全たまねぎキャンペーン」 ② 交通安全母の会街頭啓発 ④「女性のつどい」 ⑤雑巾縫製作業 ・福祉のまち活動の支援協力 (栄東地区福祉のまち)
青少年	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 夏休みラジオ体操を実施(栄町町内会と合同)すること。 ○ 参加・協力 <ul style="list-style-type: none"> ・連合町内会の青少年体育部行事への参加

議案第5号

令和7年度 収支予算(案)

収入の部 (令和7年4月1日～令和8年3月31日)

項目	R7予算額	R6予算額	増減	内訳
一般会費	1,611,695	1,690,000	▲ 78,305	一般会員387、単身会員33、法人会員11
特別会費	90,000	100,000	▲ 10,000	新年会参加費 45,000 レク参加費45,000 1,500×30名程度×2
札幌市住民組織助成金	137,800	132,600	5,200	札幌市助成金:基準割26,000、世帯割111,800 @430世帯
街灯料補助金	20,776	18,457	2,319	
預金利息	767	29	738	定額貯金・郵便局(普通貯金)・北洋銀行(普通預金)
雑収入	4,174	15,000	▲ 10,826	寄附金 等
収入小計	1,865,212	1,956,086	▲ 90,874	
前年度繰越	5,123,526	4,553,034	570,492	一般会計分(普通/定額預金+現金) ※別途、特別会計分あり
合計金額	6,988,738	6,509,120	479,618	

支出の部

項目	R7予算額	R6予算額	増減	内訳
総務部	550,000	550,000	0	総会費 50,000・新年会費 250,000・役員班長会費 30,000・Microsoft365(OneDrive等) 27,400、その他
防犯交通部	31,000	31,000	0	街路灯電気代
環境衛生部	30,000	120,000	▲ 90,000	町内清掃日経費 20,000・さくら公園(花壇分担費)3,000・その他
厚生福祉部	350,000	350,000	0	七夕行事等 200,000・敬老祝品 140,000・その他
女性部	22,000	22,000	0	女性部交流会 500・(連町)研修会等 20,000・その他
青少年部	10,000	10,000	0	夏休みラジオ体操の分担金
弔慰金	100,000	100,000	0	香典等
分担金	120,000	120,000	0	共募39,000、日赤18,000、社協賛助4,000、連合町内43,000 東区行事分担 4,300、ひのまる公園盆踊り協賛金9,000
涉外費	12,000	12,000	0	(連町)総会・交流会参加費 6,000・(連町)新年交礼会費 6,000
除雪費	350,000	350,000	0	パートナーシップ350,000
活動費	250,000	141,000	109,000	活動費・その他
支出小計	1,825,000	1,806,000		
繰越金	5,163,738	4,703,120	460,618	一般会計分(普通/定額預金+現金) ※別途、特別会計分あり
合計金額	6,988,738	6,509,120	479,618	

議案第6号

令和7年度 役員選任(案)

役員

役職	現役員	新役員
会長	田中 登(代行) (2022~)辞任	東 義宏
副会長	平岡 恵子 (2023~)	同左
副会長	空席	空席
総務部長	沖田 雅夫 (2022~)	同左
総務副部長	山本 剛 (2022~)	同左
総務副部長	吉田 幸弘 (2023~)	同左
会計部長	木谷 恵子 (1998~)退任	阿部 明子
会計副部長	阿部 明子 (2022~)	空席
防犯・交通部長	山名 裕朗 (2023~)	同左
防犯・交通副部長	空席	空席
環境・衛生部長	空席	空席
環境・衛生副部長	三橋 春恵 (2022~)	同左
厚生・福祉部長	平岡 大介 (2023~)	同左
厚生・福祉副部長	山岡 孝子 (2018~)	同左
女性部長 ※窓口	田中 登 (2022~)	東 義宏
女性部長	空席	空席
女性副部長	空席	空席
青少年部長	杉原 信夫 (2014~)	同左
青少年副部長	空席	空席
監査(会計)	丸藤 益三 (2022~)	同左
監査(業務)	空席	空席
相談役	丸藤 益三 (2022~)	同左
相談役	空席	田中 登

※部長不在の「部」に関しては、基本「総務部+担当副部長」で行事を行う。

班 長(第8条第3号により各班内で指名)

班	現班長	新班長
1・2班	西巻 伸一 (2024~)	大山 賢一
3班	大島 由花 (2024~)	中井 のり子
4・5班	杉本 さとみ (2024~)	伊藤 園予
6・7班	春木 茂 (2024~)	高橋 由香里
8班(ダイアパレス栄町中央)	高石 幸恵 (2024~)	南部 港二
9班(ジェイナス栄町)	吉田 幸弘 (2024~)	同左
10班(メゾン・サッポロ)	田岡 紀芳 (2023~)	同左
11班(ノースアネックス)		不在(管理人)
12班(サンピア栄町)	平岡 恵子 (2022~)	同左
13班(エクセルシオール栄町)	須見 真美 (2023~)	同左
14班(ル・ケレス栄町中央)	土屋 穎治 (2023~)	同左
15班(パークステージ栄町)	櫻庭 敬志 (2014~)	同左
16班(グランファーレ栄町)		不在(コンシェルジュ)

サポーター

班	現サポーター	新サポーター
	田中 登(サポーター長)	平岡 恵子(サポーター長)
1.2班	阿部 友紀 (2024~)	同左
3班	小島 和恵 (2024~)	同左
3班	小松 亮太 (2024~)	辞任
3班	小松 美咲 (2024~)	同左
4.5班	鳥居塚 久 (2024~)	同左
4.5班	鳥居塚 麻美 (2024~)	同左
11班(ノースアネックス)	佐々木 博子 (2024~)	同左
11班(ノースアネックス)	久保田 昌江 (2024~)	同左
14班(ル・ケレス栄町中央)	土屋 穎治 (2024~)	同左
15班(パークステージ栄町)	青山 正代 (2024~)	同左
3班		田中 登

サポーター=「出来る人が、出来る事を、出来る範囲で」協力します。

※サポーター制度は令和6年度より新設。

令和7年4月12日

栄町新栄町内会（以下「町内会」） 「役員等活動費（以下「活動費」）」の支給について

1. 目的

- ①町内会運営に係る役員等（会長以下各役職等）の事業活動等への対価として支給する。
- ②事業活動とは、年度単位の行事運営並びに携わる諸会議・部会開催、諸資料 作成、回覧集約・配布行政収集の諸会議参加、町内会HP策定・更新 等々

2. 支給額

- ①活動費支給額は町内会定期総会の決算書及び予算（案）に上程する。
- ②会長以下の役職単位の設定額は役員会に一任とする。

3. 支給財源

- ①札幌市住民組織助成金（年度毎に支給される）を主に当て、不足分は町内会費より充当する。

4. 対象期間

- ①町内会会計年度とし、支給対象はその年度末の在任者とする。

5. 付 則

- ①この活動費について改訂が発生した場合、軽微な内容については役員会に一任とする。
- ②この活動費について変更なき場合は、次年度以降に引き継ぐものとする。
- ③この活動費に関しては、総会議決により令和7年4月1日に遡り発効するものとする。

以上

付 錄

- ・栄町新栄町内会規約
- ・栄町新栄町内会個人情報取扱ルール

栄町新栄町内会規約

(名称及び事務局)

第1条 本会は、栄町新栄町内会（以下「本会」という）と称し、事務局を会長宅に置く。

(組織及び目的)

第2条 本会は、札幌市栄町新栄町内会に居住する住民をもって組織し、会員相互の親睦並びに和調協力し生活環境の整備及び福利厚生を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため次にかかげる業務を行う。

- (1)町内の相互親睦にすること
- (2)札幌市又は連合町内会その他官庁により、住民の福利事項についての周知及び庶務にすること
- (3)町内地域の環境衛生にすること
- (4)町内会員の福利厚生にすること
- (5)町内会の老人、女性、学童にすること
- (6)防犯、防火及び交通安全にすること
- (7)除雪パートナー制度にすること
- (8)その他必要と認める業務

(会員)

第4条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1)一般会員 この地域に居住する世帯主
- (2)単身会員 (1)以外の単身者
- (3)法人会員 この地域に事業所及び事務所を有する法人

(会費)

第5条 本会は、会費により運営し次の会費を一定期日までに納入するものとする。

(街灯費・除雪費を含む)

- | | |
|------------|------|
| (1)一般会費 月額 | 350円 |
| (2)単身会費 同 | 200円 |
| (3)法人会費 同 | 650円 |

2 生活保護の適用をうけている会員は会費を免除することができる。

3 本会が必要な業務を行うときは会員の協議により、臨時に会費を徴収することができる。

(班区分)

第6条 本会の業務の円滑な運営を図るため、この地域を各班に区分する。

2 地域の班区分及び班の数は別に定める。

(会の部)

第7条 本会には次の部を置く。

- (1)総務部
- (2)会計部
- (3)防犯・交通部
- (4)環境・衛生部
- (5)厚生・福祉部
- (6)女性部
- (7)青少年部

(役員)

第8条 本会は次の役員を置き、会員内より選任する。

- (1)会長、副会長2名、監査、相談役
- (2)各部長及び副部長
- (3)役員は総会で選出する。
各班長は各班内で指名する。

(役員の任期)

第9条 本会の役員の任期は原則として2年とする。但し再任を妨げない。

- (1)班長の任期は原則として1年とする。
- (2)役員に欠員が生じた場合は役員会で選出する。但しこの場合の任期は前任者の残任期とする。
- (3)役員の任期終了後においても後任の者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(会議の種類及び構成)

第10条 会議は定期総会及び臨時総会並びに役員会とする。

- (1)定期総会は4月に開催する。
- (2)臨時総会は第5条第3項に掲げる事項が生じた時及び会長が特に必要と認めたとき開催する。

(総会の成立及び議決)

第11条 総会は会員の出席者(委任状を含む)をもって成立することができる。

- (1)会員が総会に出席できない場合は文書をもって他に委任することとし、委任者が代理出席したものとする。
- (2)議事は出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- (3)総会の議長は、出席者より互選する。

(総会の議事録)

第12条 総会の議事録については、次の事項を議事に記載し、会員より要請があった場合は閲覧させなければならない。

- (1)開催の日時場所
- (2)会員の出席者数(委任者を含む)
- (3)議案及び議決事項

(経理)

第13条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもって支弁するものとする。

- (1)本会の経理は、総会の決議に基づき役員会の定めるところにより処理する。
- (2)寄付金(赤十字、共同募金)は支弁する。

(内規)

第14条 会員(家族を含む)の死去に際し、弔慰金として10,000円を贈る。

(業務年度)

第15条 本会の業務年度は4月1日に始まり翌年の3月31日までとする。

付 則

この規約は昭和57年2月1日より実施する。

一部改正 昭和60年2月1日

一部改正 平成9年4月1日

一部改正 平成15年4月12日

一部改正 平成2・3年4月1日(第5条第1項 会費の改定)

一部改正 平成27年4月1日(第14条 一部分削除)

栄町新栄町内会個人情報取扱ルール

制定 令和5年4月1日

改正 -

(目的)

第1条 この取扱ルールは、栄町新栄町内会(以下「本会」という。)が保有する個人情報について適正な取扱いを確保することを目的として定めます。

(責務)

第2条 本会は、個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)等を遵守するとともに、町内会活動において個人情報の保護に努めます。

(周知)

第3条 本会は、この取扱ルールを、総会資料又は回覧により、少なくとも毎年1回は会員に周知します。

(管理者)

第4条 本会における個人情報の管理者は会長とします。

(取扱者)

第5条 本会における個人情報の取扱者は、役員、要援護者を支援する者とします。

(秘密保持義務)

第6条 個人情報の管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しません。その職を退いた後も、同様とします。

(個人情報の取得)

第7条 本会は、町内会活動の運営を目的に、会員又は会員になろうとするものから受理することにより、個人情報を取得します。

2 要援護者の支援等のため、法に規定する障害や病歴などの要配慮個人情報を取得する際

は、本人の同意を得て取得します。

3 本会が会員から取得する個人情報は、氏名(家族、同居人を含む)、生年月

日、性別、住所、電話番号、緊急時の援護の要否、避難支援等を必要とする事由、緊急時連絡先、その他連絡事項などで会員が同意する事項とします。

4 本会が配付する名簿、会の区域図等に記載する個人情報は、会員が同意する氏名、連絡先、班の区分および居住地等の事項とします。

(利用)

第8条 本会が保有する個人情報は、次の各号に掲げる活動等に際して利用します。

(1)会費の請求、管理、その他文書の送付など

(2)会員名簿の作成及び会の区域図の作成

(3)敬老祝等の対象者の把握

(4)災害等の緊急時における支援活動

(5)災害時に備えた要援護者との日頃からの関係づくり

(管理)

第9条 個人情報は、会長又は会長が指定する役員が保管するものとし、適正に管理します。

2 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに復元不可能な状態にして廃棄します。

(提供)

第10条 個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者(委託・共同利用の相手方を除く。)に提供しません。

(1)会員本人から個人情報を取得する際に伝えて同意を得ている範囲で提供する場合

(2)法令に基づく場合

(3)人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合

(4)公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合

(5)国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第11条 取扱者は、個人情報を第三者(道・市役所・区役所を除く。)に提供したときは、法第25条に定める第三者提供に係る記録を作成し、保存します。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第12条 取扱者は、第三者(道・市役所・区役所を除く。)から個人情報の提供を受けるに際しては、法第26条に定める第三者提供を受ける際の確認を行い、記録を作成し、保存します。

(開示)

第13条 会員は、第7条の規定に基づき提供した会員本人の個人情報について管理者に対し開示を請求することができます。

2 管理者は、会員本人から会員本人の個人情報の開示について請求があったとき、法第28条第2項に該当する場合を除き、本人に開示します。

(個人情報の訂正等)

第14条 会員は、第7条に基づき提供した会員本人の個人情報について管理者に対し訂正等を求めることができます。

2 前項の請求があった場合、管理者は直ちに該当する個人情報の訂正等を行います。ただし、各会員にすでに配付されている会員名簿等は、訂正等について会員に連絡することもってこれに替えることができるものとします。

(漏えい発生時等の対応)

第15条 取扱者は、個人情報を漏えい、滅失、き損等の事案の発生又はその兆候を把握した場合は、管理者に連絡します。この場合において管理者は、事実及び原因の確認、被害拡大の防止、影響を受ける本人への連絡、再発防止等の対応を行います。

(開示請求及び苦情相談窓口)

第16条 本会における、開示請求及び苦情相談窓口は、会長とします。

(附則)

この取扱ルールは、令和5年4月1日から施行します。